



子どもの
ワクワクを
カタチに

NPO法人 くんぱるハウス
ご利用ガイド

くんぱるハウス
理事長 京邦治

くんぱるハウス関連サイト・SNS

<p>くんぱるハウスホームページ https://www.kunpalhouse.fun/</p>		<p>理事長 京 邦治 公式LINEアカウント 【子どもの為に大人の在り方を伝える 「おそだて会」メンバー募集】 YouTubeチャンネル「おそだてチャンネル」にて配信中</p>	
---	---	--	---

くんぱるハウスグループ所在地

<p>くんぱるハウス[本部] 住所:鳥居松町6-50 三原ビル鳥居松303 TEL:0568-27-5725 MAIL:kunpalhouse@gmail.com</p>		<p>くんぱるハウス[神領] 住所:出川町5-15-1 TEL:0568-29-9990 MAIL:kunpalhouse@gmail.com</p>	
<p>くんぱるハウス[出川] 住所:出川町8-15-5 TEL:0568-29-9990 MAIL:kunpalhouse@gmail.com</p>		<p>くんぱるハウス[小野] 住所:中切町1-4-8 TEL:0568-37-1771 MAIL:kunpalhouse.kachigawa@gmail.com</p>	
<p>くんぱるハウス[上条] 住所:上条町8-2871-1 TEL:0568-27-6850 MAIL:kunpalhouse.jojo@gmail.com</p>		<p>くんぱるハウス[春日井西] 住所:宮町字宮町88-11 TEL:0568-31-7557 MAIL:kunpalhouse.kasugainishi@gmail.com</p>	
<p>篠木くんぱるんち 住所:篠木町1-40-1 河口ビル101 TEL:090-6334-6719 MAIL:kunpal.ch@gmail.com</p>		<p>勝川くんぱるんち 住所:若草通2-47 2F TEL:080-7030-6947 MAIL:kunpal.ch@gmail.com</p>	
<p>松山くんぱるんち 住所:如意申町1-9-6 アストリーム1F TEL:080-4965-2107 MAIL:kunpal.ch@gmail.com</p>		<p>みっちいニッチ(母子分離型幼児教室) 住所:若草通2-47 1F TEL:080-7371-3814 MAIL:niconico.micchi@gmail.com</p>	

ご利用について

利用区分	通常利用	学校開校時の平日及び土曜日を定期的に利用する者
	長期休暇限定利用	春・夏・冬の長期休暇の期間のみ利用する者 ※始業式、終業式、修了式も利用できる期間に含みます

対象小学校	篠木くんぱるんち	篠木小学校、その他応相談
	勝川くんぱるんち	勝川小学校、その他応相談
	松山くんぱるんち	松山小学校、味美小学校、その他応相談

- 対象児童
- ・小学校1年生～小学校6年生の児童
 - ・共働き家庭、父子または母子家庭、それ以外の利用が必要な家庭の児童
 - ・一度入会しご利用が開始されましたらお子様の進級や、親御様の就労状況などでご利用が不可になることはございませんが、当クラブ又は他の利用者様の不利益やご迷惑になるような行為がない限り、卒業までご利用することが可能です。

利用定員	篠木くんぱるんち	32名
	勝川くんぱるんち	35名
	松山くんぱるんち	32名

開所日、開所時間等について

開所日 ・学校開校日、隔週土曜日、長期休暇(春・夏・冬休み)

篠木くんぱるんち	第1・3土曜日開所 (第2・4土曜日閉所※勝川でお預かり可能)
勝川くんぱるんち	第2・4土曜日開所 (第1・3土曜日閉所※篠木でお預かり可能)
松山くんぱるんち	第2・4土曜日開所 (第2・4土曜日閉所※春日井西でお預かり可能)

閉所日 ・毎週日曜日、隔週土曜日、祝日、GW、盆休(8/10～8/18頃)、年末年始(12/29～1/4頃) その他
 ※盆休み、年末年始の閉所日は変更がございますのでその都度ご確認ください。

開所時間 学校開校時 (始業式・終業式・修了式含む)	平日：下校時間～最大19時 土曜日：8時～19時 ※入学式の日の新一年生のご利用は不可
長期休暇	平日:8時～最大19時 土曜日:8時～19時

学級閉鎖等 ・応相談

警報時 台風 (暴風警報発令時)	朝7時までに警報発令で学校が休校になった場合 朝8時より開所致します。 (11時までに解除された場合5時間目からくんぱるから登校・送迎致しますので登校の準備をして来所してください。) 登校後警報発令した場合 緊急下校につき、学校に随時当日利用者をお向かいにあがります。
地震 (震度5以上の場合)	お子様が学校にいる場合 学校—保護者間のライフラインの方がお子様の安否、状況がわかりやすいため、お子様の学校への引取り、連絡は対応致しません。 お子様がくんぱるにいる場合 避難場所 (各事業所校区の小学校) までお子様を誘導し、安全の確保に努めます。 避難先までお迎えをお願い致します。 篠木・・篠木小学校 勝川・・勝川小学校 松山・・松山小学校

入所方法と日々のご利用方法について

入所方法

- ・事前にくんぱるハウスホームページよりメニューの「入所ご案内」から説明動画を視聴して下さい。
入所希望の事業所へ事前連絡の上、ご来所頂き利用説明後に申込手続きをお願い致します。
申込後利用料引落の口座振替用紙と郵送封筒をお渡ししますので、
郵送にてご提出ください。

くんぱるハウスホームページ:<https://www.kunpalhouse.fun/>

保険加入

- ・入所される方には「スポーツ安全保険」に必ず加入していただきます。
お子様が施設内外にて活動中の万が一の事故、怪我をされた場合の保険です。
1年更新の掛捨て型、年額850円となります。(スポーツ安全保険で検索して保証内容は御覧ください)

ご利用方法

- ・毎月の出席予定の提出 学校お迎えの時の混乱を避けるため必ず期日までに入力をお願いします。
くんぱるハウスホームページのメニュー「予定連絡・予定変更」から出欠席予定を入力下さい。
ご利用開始月の出欠席予定を入力していただければ、その日よりご利用が可能になります。
※予定入力ができるのは前月20日頃になります。入力可能になりましたら毎月メールでご連絡します
毎月月末までに入力をして頂くようお願い致します。
- ・出欠席変更連絡
くんぱるハウスホームページのメニュー「予定連絡・予定変更」の「出欠変更」より
必要事項を入力して頂き変更連絡を当日午前中までにご連絡ください。
※長期休暇中は当日9時30分までにご連絡ください。
昼食有無の変更は前日午前中(月曜日は前の週の金曜日午前中)までにご連絡下さい。
それ以降は変更不可になりますので、昼食代のご負担をお願い致します。



各種料金、サービスについて

入会金	5000円（兄弟姉妹2人目以降2500円）	
通常利用者料金表		
基本サービス お預かり・創作活動・おやつ・管理費（車両・メール・学校送迎）含む		
表内金額の見方	通常月 = 2.5.6.9.10.11月の料金 (長期月 = 1.3.4.7.8.12月の料金)	
利用回数問わず/月	通常月	長期月
	12000円	13000円
長期休暇限定利用者（冬休みのみ12月と1月の利用回数を合算して12月分として請求します）		
利用回数/月	通常月	長期月
利用回数問わず/月		15000円
各種オプションサービス (通常利用者・長期限定利用 共通になります)	昼夕食サービス	1食460円（外部業者による仕出し弁当）

春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金について

春日井市が行っている、放課後児童クラブを利用している保護者の負担を軽減する補助金で

年に2回(上半期・下半期6か月分)又は1回(12カ月分)の申請を行い給付される補助金制度です。

支払った利用料(1ヵ月分) - 9,000円 = 補助額(1ヵ月分) (注)1ヵ月分の補助限度額は6,000円です。

例)月支払額 15000円 - 9000円 = 6000円が補助金になります。

月支払額 9000円 - 9000円 = 0円なので補助金は給付されません。

月支払額 17000円 - 9000円 = 8000円になりますが、限度額を超えているため6000円が補助金になります。

取り組み

- カウンセリング（希望制）が受けられます。 *実費となりますのでご理解ください。
- 子ども相談員の配置
- スタッフの紹介の貼り出し、従業員への研修
- 防犯カメラの設置及び送迎車の室内向きカメラの設置

その他

- *当月の利用実績にて請求書を作成しお渡しいたします。
- *口座振替日に残高不足等により引き落とせなかった場合は請求金額を現金、QR決済、カード決済にて速やかにお支払いください。
(26日振替後1週間程でこちらの確認がとれます。引落不能のお知らせ後お支払い願います)
- 来所後、怪我、体調不良が起きた場合で急患の必要がある際は保護者に連絡し、並行して最寄りの医療機関へこちらでお連れいたします。
- 投薬については保護者の指示がない限り原則行いません。
- アレルギーをお持ちのお子様につきましては、入会時にご申告、対応の方法等をお知らせ下さい。
- 学校保健法に定める学校伝染病もしくは伝染力の強い病気にかかっている場合、原則ご利用不可となります。
- 入会金の返金はいかなる場合も受け付けかねますのでご了承下さい。
- 利用料の一部または全額返還する状況が発生した場合、利用者指定口座に振込にて返還させていただきます。なお、当該月の請求額を返還額の上限と致します。過去に遡ってなどの返金は受付いたしません。
- 特別支援のお子様またはそれに類するお子様のご利用は療育手帳やその他診断書のご提出をお願い申し上げます。
- 退会される方は当クラブHP内退会フォームよりお手続き願います。退会手続きされておらず、利用がない方のデータにつきましては該当児童が小学校卒業後抹消させていただくことをご了承願います。

利用規約
第1章 総則

第1条 (利用規約)

この利用規約は、くんばんのハウスが提供するサービスを、第5条所定の利用者(以下「利用者」といいます。)が利用する場合に適用します。

第2条(本規約の範囲)

1 くんばんのハウスが利用者に対して発する第4条に規定する通知は、この利用規約の一部を構成するものとします。

2 くんばんのハウスがこの利用規約本文のほかに別途定める各サービスの「ハウスガイド」または別途個別の通知等で規定する各サービスの利用上の決まり、およびその他の利用条件等の告知(以下「その他の利用規約」といいます。)も、この利用規約の一部を構成するものとします。

3 この利用規約本文の定めとその他の利用規約等の定めとが異なる場合には、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の変更)

1 くんばんのハウスは、会員の了承を得ることなく、この利用規約を変更することができるものとします。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の利用規約によるものとします。

2 変更後の利用規約は、くんばんのハウスが別途定める場合を除いて店舗等に表示した時点より、効力を発するものとします。

3 利用者は、規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第4条 (くんばんのハウスからの通知)

1 くんばんのハウスは、オンライン上の表示、その他くんばんのハウスが適当と判断する方法により、利用者に対し随時必要な事項を通知します。2 前項の通知は、くんばんのハウスが当該通知の内容を表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 利用者

第5条 (利用者)

利用者とは、学校教育法に定める小学校1年生から6年生の児童とその保護者の両者であり、定員は30名～(事業所規模により変動する)とします。

利用者がくんばんのハウスの趣旨に賛同し、その他の利用規約に同意した上で、入会を申し込み、くんばんのハウスがこれを承認した者をいいます。尚、ご利用人数40人を1単位とし、1単位につき指導員を2名以上配置いたします。

(利用時間)

利用時間は、平日は11:00～19:00(最大延長21:00) 土曜・長期休みは7:30～19:00とします。休業日は日曜・祝日・盆休・年末年始、その他法人。

第6条 (利用種別)

利用者は、次の各号のとおり区分します。

(1) 通常利用者は、毎週の利用曜日を固定し利用する個人を対象とします。

(2) 長期休暇限定利用者は、夏冬春休みまたは代休日、急なご利用が要する個人を対象とします。

第7条(入会手続き)

1 入会を希望する方(以下「入会希望者」といいます。)は、所定の申し込み手続きに従って行い、その完了後くんばんのハウスが利用者登録を承認した場合に本サービスを利用することができるものとします。入会の申込をされた場合、この利用規約に同意したものとします。

2 入会希望者の申し込み手続きは、所定の入会申込書に必要事項を記入、必要書類等を添えて提出するものとします。

3 入会希望者は、入会申し込みに係る必要事項について真実のものを記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合、くんばんのハウスは、入会を拒否し、入会承認後であっても、利用資格を一時停止、または除名することができるものとします。

4 利用者は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無、種類を申し出る必要があるものとします。申し出なかったことにより発生したトラブルや損害については、くんばんのハウスは、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとします。

第8条 (利用資格の停止・除名)

くんばんのハウスは、次の各号の一に該当する場合は、利用資格を一時停止もしくは除名することができるものとします。この場合、利用者は、それに属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとします。

(1) 本規約、その他の利用規約等に違反した場合

(2) 料金の支払いを怠った場合

(3) くんばんのハウスの運営を妨害した場合

(4) くんばんのハウスの財産を侵害した場合

(5) くんばんのハウスの信用を毀損した場合

(6) 他の利用者の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合

(7) 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合

(8) くんばんのハウスの趣旨に著しく反する行為をした場合

(9) その他くんばんのハウスの運営に支障があると判断した場合

第9条 (退会)

利用者は、退会月10日(休日の場合は前営業日)までに所定の退会手続きを行うことによって、退会することができるものとします。

第10条 (サービス申し込み手続き)

利用者は、サービスを利用する際には、事前に個々のサービスごとに定められた所定の手続きを経るものとします。

第11条 (変更の届出)

利用者は、くんばんのハウスへの届出情報に変更があった場合には、速やかにくんばんのハウスに所定の方法で変更の届出をするものとします。

第12条(譲渡禁止等)

利用者は、利用者として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保にしたりする等の行為はできないものとします。

第13条 (責任事項)

1 利用者は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為(前条により、利用または行為とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下同様とします。)とその結果について、くんばんのハウスの責任に帰すべき事由による場合を除き一切の責任を負うものとします。

- 2 利用者は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとします。
- 3 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 4 利用者は、サービスの利用によりくんぱるハウスまたは第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、この利用規約上の義務を履行しないことにより第三者またはくんぱるハウスが損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第3章 その他

第14条 (利用料金)

利用料金はその年度の利用ガイドの料金体系に基づきます。その他食事サービス（1食440円）、学校へのお迎え、有料での習い事への送迎等のサービスもあります。

第14条 (サービスの内容等の変更)

くんぱるハウスは、利用者に事前通知をした上で、サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

第15条 (料金の改定)

くんぱるハウスは、利用者に事前通知した上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、月会費、その他の料金を随時改定できるものとします。

第16条 (施設の廃止・利用の制限)

- 1 くんぱるハウスは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、また、その利用を制限できるものとします。
- 2 くんぱるハウスは、前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとします。また、それに対して補償は一切行わないものとします。
- 3 利用者は、前2項の場合において、何ら異議申し立てることができないものとします。

第17条 (サービスの提供の中止)

- 1 くんぱるハウスは、利用者に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- 2 くんぱるハウスは、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う利用者または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第18条 (個人情報)

くんぱるハウスは、利用者の個人情報を適切に取り扱うものとします。

- 1 くんぱるハウスは、利用者の個人情報は、以下の目的のために利用するものとします。
 - (1) サービスの提供、お申込受付。
 - (2) サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他企業PR。
 - (3) 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他の諸対応。
 - (4) その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること。
 - (5) SNS掲載に同意された場合に当法人SNSに子どもの活動を掲載する。
- 2 くんぱるハウスは、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることなく、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。3 利用者は、自らの個人情報を、サービスを利用して公開するときは、第16条(責任事項)が適用されることを承諾するものとします。

第19条 (準拠法)

この利用規約に関する準拠法は、日本法とします。

付則

本規約は、平成31年3月1日より施行します。